

令和5年9月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和5年9月20日(水)

開会 午前 9 時 3 6 分

閉会 午前 1 0 時 3 3 分

2. 開催場所 鳥栖市役所 3 階大会議室 1

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	天本純子	出
2	黒田和彦	出
3	酒井恵美	出
4	佐藤幸信	出
5	篠原浩二	出
6	田代英毅	出
7	豊増義治	出
8	永渕久雄	出
9	久富正ノ介	欠
10	松隈清志	出
11	松雪昭俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

7 番 豊増 義治 委員 8 番 永渕 久雄 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 江田 征樹

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農用地利用集積計画について	10件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	4件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	5件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 武田 隆洋 江田 征樹

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和5年9月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は10名、9番、〇〇〇〇委員より、所用により欠席する旨の連絡がっております。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号7番、〇〇〇〇委員と議席番号8番、〇〇〇〇委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

7番委員

7番の〇〇ですけど、今月の議案も重要だとは思いますが、私、先月に。

議長

それはその他の項で、先月の話ですよ。（「まだ答えをもらってない」と呼ぶ者あり）

その他の項で、事務局のほうでお答えがあります。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について2件、12筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について2件、12筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

何か、ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件につきまして審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

2ページをお願いします。

議案第1号、番号2の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、営農計画書も添付されていることから農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について1件、2筆でございます。

議案第2号、番号1の案件につきまして審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請人が自宅を息子夫婦に譲渡されることから新たに農家住宅を建てるため転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、南側水路へ放流される計画となっております。また、資金計画については、通帳の写しと共済証書が添付されております。

2ページに位置図、3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するものであり、甲種農地と判断をしております。

許可の基準といたしまして、甲種農地は原則不許可ですが、例外許可として住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものという事項があります。本申請は、周辺の地域に居住する者の住宅であり集落にも接続していることから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

委員さんから、何かございませんか。

1 番委員

書いてあるとおりでございます。近くに息子さんがアパートに住んでいらしたんですね。子供さんが3人いらっしゃるようになりまして、手狭になりまして、親御さんと話をなさいまして、玉ねぎを大々的になさっている農家ですので、将来息子に継がせたいという気持ちが大いにございますということでした。

それで、広い自宅を息子に譲って自分たちは小さめに家を、夫婦2人で建てるからという

ことで申請を出されたみたいで。

それで、現地確認に行きまして、お隣が叔父さんの家でございます、建てられる予定地のお隣がですね。だから、すごくいい所に建てるねっていう話をして皆さんと帰ってまいりました。

どうぞよろしく願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。

7番委員

7番、〇〇ですけど、今の意見ちゅうかあれで、現地を見られてそうですね。農業委員さんと推進委員と事務局ですか。（「はい、そうです。あと、会長です」と呼ぶ者あり）

ですよね。地元同意はどうですか。区長さんたちの同意とかは。

1番委員

はい、受けてあります。生産組合長さん、区長さんにもちゃんと話に行って許可を受けてあります。

7番委員

そうでしょう。それは必要ですよ、私たちが判断するのに。地元の意見とかそぎゃんが必要ですよ。

あとから私の答弁するって事務局言ってるけど、そのとき地元の同意もいらない、言いましたよね局長。

議長

すいません〇〇委員、今、議案を。それについてお願いします。（「これを一つ解決しましょう」と呼ぶ者あり）

7番委員

このことですよ。事務局は知らないち言うとのに、何で委員さんとか推進委員さんとか現地で見ていいのか。そして、区長の同意の判をもらっていると言っていますよね。当然ですよ。

〇地区だけやなか、〇地区も〇〇地区も。そういうのを判断するために取ってもらっているんです。そのことを私、また言いますけど。

局長は知らないと言っているんですよ、事務局は。何で今さら取っているんですか。

事務局

排水同意はいります。

7番委員

排水同意でしょう。地元の。

事務局

排水先の同意です。

7番委員

違う、違う。だけど、その地元の同意、委員さんでん行ってしよるとに、問題がありませんちゅうと。その判断するとがこの一般基準、周りの農地に影響がないとかね、そういうとば判断するんでしょう。

1番委員

いいですか、確かに市役所の方と推進委員と私共農業委員とで現地を見せていただきまして、強くお聞きしたことは排水のことでございます。

たまたまうちの主人が区長でございます。それで、うちにお話にみえたときも排水の話とか、家を建てることはもちろん言われました。建てようと思ってます、これは個人の自由だからですね。

区長とか生産組合長が聞かないといけないことは排水が主だと思うんですよ。給排水がですね。だから、その話でみえた、建てることももちろんですけど、排水もきちんとしますということで、お願いじゃなくて御報告にみえたので、その確認には私たちは行ったんだと、私は理解しています。

7番委員

その確認を〇〇町はしていないんですよ。委員も寄せていないとですよ。そして、その時の会議。

議長

すいません〇〇委員、今〇〇町のお話とこの話はちょっと違うので切り分けてお願いします。

11番委員

11番の〇〇でございますけど、この審議は、〇〇さんが言われていることは、〇〇町にも何十軒もあるわけでございますから、一軒一軒の同意っていうのはなかなか難しかろうと。私はその代表の区長さん、生産組合長さんとか、やっぱそこはその部落の代表をされてある方です。〇〇さんも〇〇町ではそういうことでしょうけど。ですから、やっぱそういう同意を得て、排水の問題とかいろんな問題、私も何遍もやっておりますけど、最適化推進委員として私も現地確認とかさせていただきましてけど、やっぱ全員の同意を一軒一軒もらって回るじゃなくて代表者の区長さんをはじめ生産組合長さんをいただくというのが、〇〇町の代表、〇〇町の代表、それで同意を得たならば私はこの件はいいんじゃないかと。

そいけん、〇〇さんが言われるのはよく分かります。よく分かりますけど、この場この審議は、今、〇〇さんですかね。私もよく知っております、この方も。

ですから、もう叔父さんの家も並びにあるし、周りも家だらけです。私も行っております、そこは。共乾に行くときに通っていきます。

ですから、この場はこの審議を進めてその他のときに、やっぱ〇〇さんの考えの分かる方、人それぞれだろうと思います、委員の中でも。

私も今日、〇〇さんがどういうことをおっしゃりたいのか、当時の資料を全部持っております。私は、ある程度は分かります、そういうのはこの資料を、何ページも持っております。

ですから、私は私なりの意見をその他の欄で申し上げたいと。〇〇さんにもお聞きしたいということで、一定この議事を進めていただけないでしょうか。

7 番委員

私、反対も何もしとらん。ただ、同一基準っちゅうか、同一にして欲しいです。〇〇町だけ同意もいらぬ。同意取ってないですよ。〇〇町も撤回してますよ、排水同意も。

そういうことです、後でほんなら話します。

6 番委員

今の〇〇委員の御意見について整理をしておいたほうがいいと思うのが、地元の同意というのを今言及されたところなんですけど、地元の同意がこの許可にあたってどういう位置づけになっているのか。今、局長から排水同意はいりますというようなお話がありましたけれども、地元同意といっても抽象的のところなので、許可するために法律上どれが絶対必要で、できればあったほうがいいというそういう位置づけになっているのか、そういったところを一旦整理をして御説明をいただくとすっきりするんじゃないかなと思います。

1 番委員

よろしいですか。〇〇町の場合は、主人が区長になって5年になります。自宅を建てられる方がか説明にみえることが多いんですよ。それで住宅地、今、ばあっと住宅地ができますのでそういう場合は、3戸とか4戸とか住宅メーカーさんが説明にみえます、排水のですね。

その場合主人が言うのは、御近所の承諾を得てますかっていうことで確認を取ってるみたいですよ。

それで、昔からの一戸建ての場合は、その方は立て直しというのが多いんですよ、うちの地区の場合はですね。その場合は、排水とかはもうきちっとできてますから御近所さんの承諾というのは、ああ、建てなさっですってぐらいのことで終わってますけれども。新規で住宅メーカーさんが建てられるとかそれで売り出されるとか、一戸建てを土地を買って建て

ますというときには、必ず確認するようにしています。そういうふうに、〇〇町の場合はしておりますけど、ほかの地区のことはよく分かりません。

その旨で、こちらの〇〇さんはいいでしょうということで今日お願いをいたしております。

事務局

先ほどの〇〇委員さんの話にありましたように、排水同意は必ずしも必須の書類ということではございません。あったほうがいい、あるにこしたことはないということで取れるのであれば排水同意を取ってくださいということであちのほうもお願いはしております。

7番委員

何で同意をもらっているのか、委員さんたちが現地を見てしているのか、結局そういうそういうことを見らやんでしょう、排水とか隣接農地とか。そのためにあるんでしょう。

私たち〇地区のことは分かりませんよ、その報告で私たちは、ああ問題ないなとかするんでしょう。一般審議をするんでしょう、基準を。でしょう。

そのときに〇〇委員さんだけが賛成っちゃうか、同意されたですね、地元の意見も何も分らんとに。私たち今困ってますよ、話し合いもせんでどんどん進んで。

議長

すいません、そこは切り分けてください。

それじゃあ、ほかに御意見ございませんか。

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1番の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積計画について10件、21筆でございます。

議案第3号、番号1から番号10につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

4ページから6ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進事業により10件、

21筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、7ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」、「畑」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が2万6,777平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が21件、2万6,777平方メートル、総合計が21件、2万6,777平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人10名、借人7名、申請枚数は10枚となっております。

以上の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1から番号10について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、8ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして1件、1筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため受理したことを御報告いたします。

次に、9ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして4件、6筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため受理したことを御報告いたします。

次に、10ページをお願いします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして5件、6筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして引渡し6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

議長

ただ今、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

次に、その他の事項で、事務局からお願いします。

事務局

それでは、先月の定例会で〇〇委員から御質問いただいていた件につきまして、お答えしたいと思います。

農地法第3条の御質問につきまして確認しましたところ、令和4年中の定例会において、地元の委員さんから地元の推進委員さん、生産組合長さんと、議案となった3条申請について協議したいという申し出がありまして、1か月審議を延期したものがございました。なお、この案件につきましては、翌月の定例会において、不許可となっております。

以上が、先月の御質問に対するお答えとなります。

議長

よろしいですか、〇〇委員。

7番委員

今んと何ですか。してないといくことですか、話し合いも何も。

事務局

3条の申請につきまして、1か月延びた案件がという御質問だったと記憶しておりますので、そちらにつきまして確認させていただいたところ地元の推進委員さんたちと話をされたということがありましたので1か月審議を延ばしたという経緯がございました。その翌月の定例会において、その3条申請について不許可になりましたということで報告を差し上げ

たところでございます。

以上になります。

7番委員

私が質問しとつとはですね、さっきも言いよった地元同意をいらないと言った。

事務局

その前に先月、○地区でそういう事例があるっていうふうに委員さんがおっしゃたので、まずその件に対しての。

7番委員

9月が10月になった件でしょう。（「1回、不許可にしてから」と呼ぶ者あり）

そいけん、私のことでしょう。

事務局

いや、○地区の件って言われたんで。

○地区の件って言われましたよね。

7番委員

○地区。（「はい」と呼ぶ者あり）

先月ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ああ、○地区の件ですね。（「その件に関してのお答えです」と呼ぶ者あり）

それは。どげんやった。

事務局

1回、不許可となって、地元との協議を経た上で、地元の方も納得された上で。

7番委員

なら、耕作をしていないという問題は怎么样了ですか。そこは区長さんまかせですか。

耕作をする条件でしょう、土地を買うのは。それはどうなってるかちゅうことですよ。

どんな話になったのか気になって、私のところもそういう問題があるんですよ。ただ、買って値上がりするのを待つのか。

事務局

耕作をしてないというところまで、すみません事務局のほうではそこまでは。

7番委員

その話が出たでしょう。

議長

○○委員すいません、当然、それは耕作するという条件で許可が下りていると思うんですよ。そのあとの話というのは、地元の委員さんたちが見て回ってどういう状況かっていうの

は報告していただくとかそういう活動をしていただきたいと、事務局ではなくてですね。

7 番委員

私、全然そげんとは分からんでしよったから、そういう問題があちこちでありよるという話を聞いた。〇地区でもあります、〇〇町でもあります、よそでもあっています。

この間、〇〇委員さんが特に気にしよるともそんなふうやった。〇〇町を買う人がおった、だけど耕作を今までいっちょんしよらん。そういう問題が今からどんどんでてくるなら、農業委員会としてどう動くか、どういう立場で動くかは、はっきりしとかんなら今んところ土地転がしがまかりとおっている感じがしますよね。

議長

許可が出るまでは、当然耕作をするという話でこちらは審議すると思います。そのあとの話は、やっぱり地元の委員で確認をしてもらわないと、そこまで事務局では対応できないと思います。

11番委員

11番の〇〇ですけど、ただいまの件ですけど、耕作っちゅうのは家族的な経営とかあるいは法人による経営とか、いろいろあると思うんですよ。ですから、先月〇〇委員言われたときに手を挙げて発言させてもらおうかなと思ひよったんですけど。奥さん名義で買われたりとかいろんないろんなことがあろうかと思うんです。ですが、御主人はあきらかに認定農家の方、家族経営なんですね。買うときはいろんないろんな問題があるでしょうから奥さんで土地を買うと。それは一つの世帯ですから、あるいは私なんかは法人でございまして、法人でどうにかしようかとか。

やっぱ、そうした場合は、法人も役職につきますと私も認定農家扱になるんです。私自身が。個人的には認定農家ではございません。2町でございまして。

せいけん、そういう経営の在り方もあると思いますから、そこはそういった売買っちゅうですか、許可をした、そこまでの審議。

会長が言うごと、あとは農業委員さんあるいは推進委員さんの話で、あんた耕作をせないかんよということによっていただくのが筋じゃなからうかなと、私はそのように思います。

7 番委員

分かります。今まで農業委員会であんまり問題になってなかったのか、私が勘違いしていたのか。売買は自己保全、それとか委託している。自分は耕作していないけど委託している、そういうのがずっとまかりとおっていたけど、こないだそういう議論があったのを考えてみれば、ちょっと皆で考えやんかなって思ったので言ったのであります。

せいけん、〇〇さんが言ったみたいに名義が奥さんとかいろんないろんな条件はあろうけど、耕作

をしていけば何も問題ないけど、自分のところは全然していない、委託しているとか自己保全、今んところそれがまかりとおっていますよね。そういう、ちょっと問題があったようなので。

議長

そういったところも、ちょっと確認を。

6番委員

私の記憶があいまいで、議事録を確認してこなかったのもので間違っているかもしれないですけども。

私の記憶では、今問題となっている件については、3条申請があって地元の委員さんから3条申請で農地を買われているけどほかの人にしてもらって農地として耕作していないんじゃないかというような疑いがあるというような、一旦保留にしてくださいという話で。それで地元の農業委員さんが、生産組合長さんたちだったと思いますけど調査をされて、申請者とも話をされて、先ほど不許可になったとおっしゃんですけど、最後、誓約書かなんかを取られて、しっかり耕作しますみたいになって、地元としてもこれからずっと見て行きますというようなことを言われて許可に最後なったんじゃないかな。そうですね。

そういうような経緯があったという記憶なんですね。なので、〇〇委員言われるようにそのとき私もそういう問題があるんだなと思いましたんで、会長も言われたとおり審査されたあとちゃんと農地として耕作されるかどうか。特に、先月も申し上げましたけど5反要件がなくなっているというところでそういう問題というのはやっぱり起きやすくなっているのかというのは感じるころでもあるので、今回問題提起いただいたところでもありますし、事例もあったというところで皆さんもパトロールとかするとき確認をするのがいいと思います。

以上です。

7番委員

私、これ非農家でも買ってほしいんですよ。〇〇地区とか見たら買ってくれるとありがたい。そして刈りいれだけでもしてもらえれば。荒れっぱなしよりもそのほうがいいとは私、思ってますけど。

農地法があるし、私たちはそれを守るべき立場におるんですよ。ただそれで、意見を言わせてもらったんですよ。

11番委員

11番〇〇ですけど、いいことと思うんですよ。やっぱ耕作放棄地をなくすとかそういうことを今、非常に言われておりますので、買っていただいて管理をしていただければそっちの

ほうがありがたいと私も思います。

以上です。

議長

ほかに。

7番委員

先月の続きで、本当は、私はこれじゃなくて地元同意ですね、さっき言うたように。

皆、審議するためにはいるんですよ、区長さんとか生産組合長さん、隣接同意が。問題ありませんと言うたら、その一般審議をできるんです。何やったですか、一般と立地。審議できるんですよ。

だけど、地元同意もいない、隣接同意も取らないなら私たち審議できますか。前回の委員さんたちほとんど審議できてないですよ。同意もしていない。

ただ、〇〇委員さんだけが賛成っちゅうか同意されたけど。何も材料なかったですよ。それで、今、〇〇町及び〇地区は困っているんですよ。話し合いもしないまま隣接のそのまま、水の話合いもできていない。

それでお願いしたいのは、農業委員さんたち、前回の農業委員たちはもうされない。今、新しくなった農業委員さんたちだけで〇地区のためにも助けてくださいと。困っていますよ。

市は、全然話し合いもしない。何でこうなったのかは皆さん想像できるでしょう。〇〇〇〇〇〇ですよ。いきなり来たのは佐賀県知事が受けた。その条件も場所があるから。福岡県が負けたのは、場所は今からせやんけん。2026年開業に間に合わない。

議長

〇〇委員、簡単・明確に説明をお願いします。背景はいいです。

7番委員

だから〇〇町、新産業集積エリアは地元の同意もあっていないし、意見も酌んでもらえない。それには、〇〇町、〇〇町も今度は関わりますし、特に〇〇町、〇〇〇〇町。区長会もいつもありよるけど、話し合いができていない、市と。

このままじゃどうしようか、あとは〇〇〇〇〇〇とあれせやんからですよ。だって工事はどんどんできているんですよ。そいけん、皆さん力を貸してください。地元の同意を取れち言うてくださいよ。無理でしょう、地元の同意がないなら、皆さん。

前回の農業委員さんは、結局騙されたみたいで、審議もできていない、何もできていない。そのまま前会長と事務局は、県に意見書を出している。一応、皆で審議したような形にしとるけど問題ない意見書を出している。そして、何でそんなときの委員さんは言わんやったか、もう県に出したら自分たちは責任はない。もう県だけ。事務局に抗議に行ったら、もう私た

ちの範囲ではないと言われた。それでいいんですか。

委員さんたち力を貸して助けてくださいよ、私のためにも。

11番委員

今、〇〇委員のほうから力を貸せとかそういうふうなことでございますけど、ほとんどの方は新聞とかで御存じの方もおろうかと思えます。当時のことでございますけど、県と鳥栖市が〇〇町に新産業集積エリア整備事業ということで、県知事の農地転用許可を受けずに農地を取得していたというのが、これが、2016年から買収が始まっておりますので2017年の7月の農業委員会の中でこれはおかしいということで、農地転用がなされていないというようなことが、あらゆる新聞記事が載っております。

これは、〇〇さんがこの間言われたので、私はこの土地改良関係の資料でございますけど、特区の問題から全て取っております。鳥栖市に関連するのは、何を聞かれてもいいように。

ちょっと印を付けてまいりました。それで、2017年5月までに代金を十六億幾ら払ってあるんですね、それぞれに。これ全体、百四十件ぐらいの九十何パーセントの方にお金払ってあるんですね、鳥栖市が。そういう問題を全部記載されていると思えます。

多分ここにおられる方は、そこまでは詳しくはないだろうと私は思いますんですが、ここに私たちが今農業委員、〇〇さんがおっしゃるとおりよく私も考えてみましたが、私たちは令和5年の7月20日にこれをいただきました、向門市長から。7月20日付けです。新メンバーの農業委員さんです、〇〇さん初め、私も。ですね。ですから、今後こういう教訓を糧に二度とこういうことをさせちゃいかんと、いうことで新しい委員さんは。

私、ここ何ページもありますけど転用の問題、土地改良区には転用金、転用負担金、それぞれあります。公用で出す場合、道路になす場合、200円取るのか199円取るのか、いろんな転用の問題があります。

ですから、今後は二度とこういうことをさせちゃいかんと皆さんが肝に銘じて、今後の審議ですね、教訓を胸に審議していくべき、私はそのように思います。本当、勝手なことかもしれんですけど、私は二度と間違いが無いようやっていきたいと思うために、佐賀新聞はまだ何冊かございますけど取っております。

ですから、そういうことでこの委員さんでお互いに意見を突き合せながら、〇〇町の問題もそうでございますけど、二度とそういうことをしちゃいかん、〇〇地区も34ha、新産業集積エリアが出来ます。構想があります。そういう問題のために私も手を挙げて農業委員にという願いをしました。ですから、今後はそういう間違いがないように我々で進めていきたいと、私はそのように願っております。

以上です。

7 番委員

ありがたいと思います。先月言った令和2年6月の意見書、鳥栖市に出した意見書は作ってもらいました事務局は。

議長

その意見書に関してですけど、要は我々の2期前の委員さんたちの意見書ということですよ。

今、〇〇委員が言われたことを前提に、その意見書、本当に皆さん意見書の配付は必要だと思いますか。

7 番委員

そのとき議事録、皆さん見てくださいよ。絶対、是正しない限りは受け付けない。書類が揃わない限りは受け付けないち決めているんですよ。そのあと受け付けているんですよ、是正もなく。

そいけん、〇〇さんが言われた農地法違反、あんなことまた続けちゃいかんてそれ以上のことをしているんですよ、農業委員会に対して。

農業委員会は決めているんですよ、皆で。受け付けないって。是正してないなら。

議長

今、そういう話を含めて、皆さんは配付が必要だと思われるかと。

事務局

〇〇委員さんの発言されたところについて補足を、受け付けないというところは議事録としてあるのかもしれませんが、次の、前期の委員さんのときに弁護士の〇〇委員さんが入られまして行政手続法だったと記憶しておりますけど、申請の受理についての考え方について勉強会の中で、そのときには推進委員さんもいらっしやったと記憶しております。

その中でしていただいて、内容についてはものが揃っていれば受理すべきものというところで御説明があったものと認識しております。

7 番委員

勉強会があっただけであって、受け付けなくてはいけないというのは〇〇委員さんの意見であって、弁護士さんの意見がさも正しいような感じやった。そして、最後に県にとおしたら自分たちには責任がないからいいような感じ。だから、事務局に抗議に行ったら私たちはもう関係ないち言われた。そんなことないですよ。

前回の委員さんでも今の委員でも繋がっているんですよ。もう、市役所みたいなことはやめましょう。職員が変わったけんあれとかやなして。決めたこと、それがだめならその話し合いをまたしましょうよ。そいけん5条申請、そのときの議事録を見ても委員さんたちは不

満たらたらですよ。自分たちは納得していない、聞いていない、そのまんまですよ。こんな農業委員会ありますか。

6 番委員

6 番〇〇です。不受理の点は、先ほど事務局から説明があったとおりで、行政手続法の第 7 条という法律があって、書類の形式的要件が整っていたら受け付けないといけないというのがルールになっていて、そのあとはその中身がどうなのかっていうところで判断をしなければいけないというのがルールとしてあるので、私はそういった意見を申し上げてます。

それで、過去に受け付けないという態度を示されたことがあったのかもしれませんが、それ自体は間違っているだろうということを申し上げました。そのあと、やっぱり受け付けないといけないよねっていう話になったものというふうに認識をしております。

7 番委員

じゃあ、そのときの書類を、この間言うたでしょう、持ってきてください、見せてくださいと。見せてくださいよ。揃っとるなら。誰一人見てないですよ、農業委員さんたち、そのとき。会長さん、見ました申請書。

議長

どの？県に出したやつ？

7 番委員

違う、ここに市が出した申請書ですよ。みんなの印鑑証明とか委任状とか、3 か月以内でしょうそれは。農業委員会は3 か月以内でしょう。見せてくださいよ。

〇〇さんも見てないですよ。そのとき私も傍聴席から見よったけど、誰も見ていない。

6 番委員

全部をお配りされたとかっていうのはないと思うんですよ。

7 番委員

いや、そのときこういう申請書がありますって、申請書を見せないかんでしょうもん。申請書が揃った揃ったちゅうて。

6 番委員

ちょっと、いろんな議論がごちゃごちゃなっているような気がして、私も先ほど〇〇委員がおっしゃったとおりで、新産業集積エリアのときのいろんな問題がというところ、起きたことっていうのは、この先新たに起きてくるような同様の議論の中で生かしていくべき話だと思っています。

農地法違反をどう処理するかという問題が一つありましたけど、ほかに〇〇委員が言われているのは地元の同意がないという、地元が納得していない中で進んでいってしまったとい

う問題も一つおっしゃいましたし、あとは、ちょっと私、具体的な内容は分かりませんが、現在開発事業が始まっていて、実際地元が困っているんだというお話もありました、そういったところが生じている。農地法違反の問題は、法律的なところも過分にあったものですから、私はそこを中心に意見も述べさせていただいたところとちょっと別の問題かなと思っています。

地元の同意がないとか、現在困ってらっしゃるとかっていう話があるところですが、それに対してそういったところが今後に生かしていくというところが、どういう形を取れば納得いけるようなやり方だったのか。どういう点が納得いただけないような話だったのか。我々農業委員としてどういう関与ができたのか、どういう議論ができたのかと。そういったところを整理していくと、〇〇委員がおっしゃるようなことが再び起きないようにするには大事なことなのかなというふうに思っているところです。

それで、現在困っているという点というところは、ちょっと具体的にどういうことなのかが分からないので、そのあたりは教えていただきたいと思うんですけど。ちょっと、そういったところを今後のために議論することはいいのかなとは思いますが。

以上です。

議長

はい、〇〇委員。簡単をお願いします。

7番委員

私の後ろに〇地区が乗るとし、農業委員になって頑張らやんっち今焦っております。それで、こんな言葉になってますけど。皆さん、一つだけです。地元が困ると、皆さんの力でどうにか市に話をしろと言う強力な力をお貸しいただけたらと思っております。

議長

〇〇委員、その困っているような話っていうのが今あるということですが、御自分でまとめていただいてこの委員会の中ではなくて、まず事務局のほうにこういう内容があるという話を、まず相談されてその中で。

7番委員

いや、簡単なことですよ。想像をしてください、田んぼがあります、住宅地があります、その田んぼはハザードマップでちょっと色が違う。低いんですよ。そこが一メートル五十上がる、そして二メートルの緑地帯を周りに作る。

分かりますか。そんな開発地、鳥栖市でありますか。危険を感じているから工場用地守っているんですよ、逆に言えば。その低い水が行きよった農道、田んぼをあぜ越しでどんどん行くでしょう、低い所へ。それが行ききらんやったら今度、こっち来ますよ。

議長

すいません、〇〇委員、今、お話をちょっと伺って、たくさんその困っている話があるように思われるので、一旦そこを〇〇委員も言われるように整理をしていただいて、事務局のほうにこういったところが困っているよという話をもって行って、じゃあそれに対して農業委員会がどういうふうに動けるかそれとも全然範囲外というか、自分たちで動けないような問題であるかっていうのをまずそこで判断していただくと。

この委員会で1個1個ずつと言われても埒が明かないところもありますので、一旦整理をお願いしていいですか。明確に困っていることを挙げていただいて。

7番委員

水と道路ですよ、皆さん想像できるでしょうもん。

議長

水と道路というのが漠然と広くてですね。もう少し絞った内容で、分かりやすい内容でお願いしたいと思います。分かる方と分からない方がいらっしゃると思うので。

6番委員

抽象的に言われても分からないので、具体的にどういう状況になっててこういう障害が発生していると。

7番委員

何度も言うけど、農業委員会がおしただけでこげんなった。市も話し合いもせんでよちなつとるけんが。

11番委員

11番〇〇です。何遍もすみません。要は農業委員会は農地法で許可申請をしたのちに転売せないかんのを農地法上の認識不足っちゅうのが鳥栖市にもあった。それを明らかに認めておるわけでございますので、農業委員はそういう農地法もよく勉強しながら。

農業委員会のほうから指摘しとるわけですね、こういうことは許可を受けてからやるんだよと。そういうことは、全てに開発をするときは許可をもらってやりなさいよというのを農業委員会が言ったんだから、今後は我々も農地法もよく勉強しながらやっていったら間違いがないんじゃないですかと。それで、今後は進めていきましょうというお願いを私は言っているわけです。

7番委員

〇〇さん、農地法違反を市が反省しているならば、こういう申請もしていない。是正をちゃんとしてするでしょう。追認、追認言うてほったらかしとった。何の準備もしていないからこうなったんですよ。

まず、1人目の区長のときに、なあなあなあで商工振興課が仲良くなって同意をもらった。だから、説明会をしたと言いよる。順序が違いますよ。皆さんが同意してから区長が同意するならよかばってん。区長が同意したので説明会をしました。事務局も聞いてますよ、商工振興課の課長が言うた。市会議員さんも知ってます。

そしてこの次、同意が取られんやった、その前に同意を取ろうと区長が入院しよつとに職員が行って、お見舞い持って行って、ごたごたあって。普通行きますか、区長まで。区長さんしよっちゃっですよ、見舞いに来ますか、職員が。

議長

〇〇委員。

7番委員

じゃあ、こういうとで困るととば書き出しますのです。

議長

まとめていただいて、よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。長時間の慎重審議、皆さんどうもありがとうございます。

それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和5年10月20日金曜日、午前9時30分より3階第3委員会室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____